

## ○豪雪地帯対策基本計画

### (1)経緯

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、豪雪地帯対策基本計画を決定します。昭和39年2月29日に制定され、これまで5回変更され、現在第6次基本計画として運用されています。

### (2)目的

本計画は、特別豪雪地帯に特に配慮を払いつつ、豪雪地帯における雪害の防除に積極的に努めるとともに、交通の確保、積雪により劣っている産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善を図り、併せて雪のもたらず各種資源の利活用や地域の特性を生かした多様な主体の参加と連携による地域づくりの推進に努めるなど、総合的な豪雪地帯対策を実施し、地域経済の発展と住民生活の向上に寄与することを目的としています。

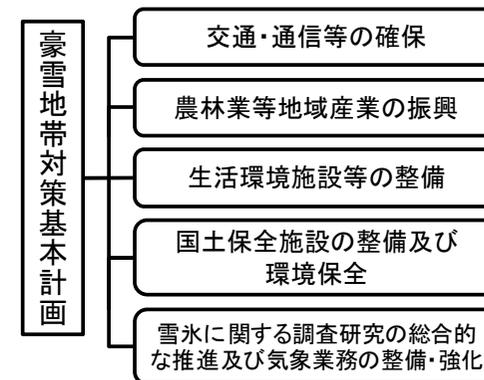
### (3)豪雪地帯対策の実施

豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策(豪雪地帯対策)は、右図に掲げる事項について実施しています。

### (4)道府県豪雪地帯対策基本計画

地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村長の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画(以下「道府県計画」)を定めることができます。道府県計画には、道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次に掲げる事項が定められています。

#### 【基本計画の内容】



## ○豪雪地帯対策基本計画の変更(平成24年12月閣議決定)における主な追加・変更事項

#### 【除排雪体制の整備】



←除雪ボランティアの受け入れと技術指導

倒壊の恐れのある空家の除却→

#### 【空家に係る除排雪体制等の管理の確保】



#### 【雪冷熱エネルギー等の活用促進】



←滑走路から除雪した雪を保存し、空港施設の冷房に活用

チェーン装着の確認と指導→

#### 【集中的降雪時の道路交通の確保】

